

Beyond

ASAHI
Research Institute

2026. 6

vol.66

M&Aの課題から中小M&A資格制度の創設へ

あさひ総研

相続人と法定相続分、遺留分とは？

令和8年度税制改正 ～少額減価償却資産の特例～

令和8年10月から義務化 ～就活セクハラ対策・カスタマーハラスメント対策～

書籍のご案内

Focus

山形県大石田町

News

あさひ通信

第250回 来訪

INFORMATION



CONTENTS

M&Aの課題から中小M&A資格制度の創設へ

あさひ総研

- 01 ・相続
相続人と法定相続分、遺留分とは？
- 02 ・税制
令和8年度税制改正 ～少額減価償却資産の特例～
- 03 ・労務
令和8年10月から義務化 ～就活セクハラ対策・カスタマーハラスメント対策～

書籍のご案内

Focus 山形県大石田町

News

あさひ通信 第250回 来訪

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

決めるのは売り手の経営者



M&Aの課題から中小M&A資格制度の創設へ

統括代表社員 田牧 大祐

現在、中小企業庁が公表しているM&A支援登録機関数は、3,000件を超えている。後継者不在、経営者の体調不良、人手不足などの将来不安、発展的統合など、さまざまな理由で年々M&Aの成立件数が増えている。一方でこの1、2年の間に、悪質な買い手が起こす詐欺的M&Aの事例が全国で多発し問題となっている。典型的なものは、買い手企業が、売り手企業の経営者から株式取得後、企業の預金を抜き取り、経営者保証の解除をせず、そのまま未払金や借入金の返済資金がないまま倒産にいたるといったケースである。40件近いM&Aを買い手として実行したルシアンホールディングスの事例や大手M&A企業が仲介にかかわっていたケースもあり、新聞、テレビ報道、YouTubeなど、様々なメディアで大きく取り上げられた。借金だけが残し、取引先や従業員にも迷惑をかけたという負い目など、売り手企業経営者の苦悩は想像を絶するものであろう。またこのような事件は報道の中の話ではなく、東北や山形の企業でも発生している。

これらの問題は税制優遇や補助金活用など政策的にM&A事業承継を推進してきた中で起きた問題である。買い手の詐欺的行為が社会問題として注目される中、中小企業庁は悪質な事例の注意喚起と関わったM&A仲介会社への注意指導内容をホームページ上で公表していた。そして今年3月、「中小M&A市場の改革に向けた方向性について」と題して、資格制度の創設、登録要件、

試験内容、さらには試験の例題まで公表した。現在、M&Aの国家資格化に向けたロードマップも示されている。利益相反など、仲介会社には高い倫理観が求められる中、試験科目の中では特に倫理・行動規範が重視されている。

また、これからは売り手企業が買い手企業の信用調査を実施するとともに、債務保証解除の手続きのため、金融機関や保証協会の協力も重要である。詐欺的M&Aのケースでは、売り手企業経営者の債務保証解除の条項が履行されなかったり、努力義務にとどめられたりする事例もあったようである。このようなトラブル防止のため、今年5月1日に金融庁は「M&A・事業承継時における経営者保証情報ネットワーク」を開設した。M&Aや事業承継に際し、経営者保証が解除されない等の相談に十分に対応してもらえない場合のSOS窓口となっている。

M&Aは事業存続の有効な手法であり、多くは真剣に事業承継に取り組む誠実な買い手が多いと感じるが、ごく一部で悪質な関係者が登場するケースがある。冒頭に記載したM&A支援登録機関のうち95%は10名未満の事業者、85%はである。売り手経営者は信用できるアドバイザーをつけること、また相手を選ぶ立場は売り手経営者自身であるを意識し、M&A仲介会社や買い手企業を「見極める目」がこれまで以上に問われる時代になっている。



相続人と法定相続分、遺留分とは？

相続について基本となる『法定相続人』、『法定相続分』、『遺留分』は民法で定められています。

理解しておきたい重要な用語ですので、それぞれの内容を簡単に解説します。

| 相続順位 | 法定相続人と法定相続分 | |
|-----------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 第1順位 子あり | 配偶者 $\frac{1}{2}$ | 子供 $\frac{1}{2}$ |
| 第2順位 子なし、親あり | 配偶者 $\frac{2}{3}$ | 親 (祖父母) $\frac{1}{3}$ |
| 第3順位 子なし、親なし | 配偶者 $\frac{3}{4}$ | 兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$ |

◆法定相続人と法定相続分

法定相続人になることができるのは、配偶者と血族です。配偶者以外は相続人となる優先順位が決まっています。

○配偶者

配偶者は必ず相続人になります。法律上の婚姻関係にある人に限られ、内縁関係にあっても婚姻届けを出していない人、離婚後の元配偶者は相続人に該当しません。

○配偶者以外

第1順位 子

配偶者と子がいる場合、相続人は配偶者と子になります。各相続人の取得割合は、配偶者が 1/2、子が 1/2 です。子が複数人いる場合は、子の人数で均等にわけます。

配偶者はなく子がいる場合、相続人は子だけとなります。子が亡くなっていて孫がいる場合は、孫が相続人となり、子の相続分が孫に引き継がれます。これを代襲相続といいます。

第2順位 親、祖父母

子や孫といった直系卑属がない場合は、相続する権利は直系尊属(親、祖父母)にあります。親が存命の場合は親、親が全員亡くなっていれば祖父母が相続人となります。

配偶者と親が相続人の場合、各相続人の取得割合は、配偶者が 2/3、親(祖父母)が 1/3 です。

配偶者がいない場合は、親だけが相続人となります。

第3順位 兄弟姉妹

子、親のどちらもいない方の場合は、兄弟姉妹が相続人になります。

配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合、各相続人の取得割合は、配偶者が 3/4、兄弟姉妹が 1/4 です。兄弟姉妹が亡くなっている場合は、甥姪に相続権が移ります。甥姪も亡くなっている場合は、それより下の世代には相続権はありません。

配偶者がいない場合は、兄弟姉妹だけが相続人となります。

法定相続分は、あくまで目安なので、相続人全員の合意が得られれば割合を変更することが可能です。また、遺言書がある場合は遺言書が優先されます。

◆遺留分

遺留分は、法定相続人が配偶者、子(孫)、親(直系尊属)の場合に、各相続人に最低限保障された遺産の取得割合のことです。なお、兄弟姉妹には遺留分は認められていません。

遺留分が問題になるのは、遺言書がある場合です。遺言書がない場合は、相続人全員による遺産分割協議によって誰が何をもらうのか話し合いをするため、遺留分は関係ありません。

遺留分の割合は、法定相続分の 1/2 です。(相続人が直系尊属のみの場合は 1/3。)

例えば、相続人が配偶者と子2人で、「長子に全財産を相続させる」という遺言書がある場合、他の相続人は遺留分を請求することが可能です。このケースでは、配偶者は 1/4、次子は 1/8 の遺留分を請求できます。



仙台事務所
相続サポートセンター
税理士 小杉 衣里

2014年入社。
同年から山形相続サポートセンターに所属。2018年から宮城相続サポートセンター勤務。

令和8年度税制改正 ～少額減価償却資産の特例～



令和7年12月19日に与党より「令和8年度税制改正大綱」が発表されました。この税制改正大綱に沿って作成された令和8年度税制改正法が、令和8年3月31日に国会にて成立しました。その中から令和8年4月1日より施行された少額減価償却資産の特例について紹介します。

少額減価償却資産の特例は、中小企業者等が減価償却資産を取得し事業の用に供した場合に、一定の要件のもとでその取得価額の全額を損金の額に算入することができるというものです。本来は減価償却資産として法定耐用年数に従って減価償却の計算が必要ですが、この特例を適用すれば法定耐用年数に関係なく即時損金(費用)にできます。長い目で見れば費損金用となる額は同じですが、早期に損金とすることができます(表1)。また、減価償却の計算をする必要がなくなるため、経理事務の負担軽減につなげることができます。

改正のポイントは2つあります。1つ目は、対象となる減価償却資産の取得価額が引き上げられたことです。取得価額が30万円未満から40万円未満に引き上げられました*。ただし、その取得価額の合計額のうち、損金算入限度額は300万円以下であることに変わりはありませんのでご注意ください。2つ目は、対象となる事業者の範囲が縮小されたことです。中小企業者の従業員数が500名以下から400名以下に変更となりました。対象となる減価償却資産の範囲が広がったため適用しやすくなったものの、特例を適用できる事業者の範囲が狭まったため、今まで適用可能だった中小企業者でも適用不可となる場合があります。

この改正の適用時期は、事業年度によらず令和8年4月1日以後から効力を生じます。つまり、従業員数が400名以下の中小企業者は、新年度以後に取得価額が40万円未満の減価償却資産を取得した場合は少額減価償却資産の特例を適用できます。

* 10万円未満であるものを除きます



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。

【表1】

例) 3月決算法人がX1年4月に250,000円(税抜)のパソコン1台を購入した場合の各事業年度の費用の額
※法定耐用年数は4年(定額法採用)

| | 本特例を適用した場合 | 適用しない場合 |
|--------|------------|---------|
| X2.3月期 | 250,000 | 62,500 |
| X3.3月期 | 0 | 62,500 |
| X4.3月期 | 0 | 62,500 |
| X5.3月期 | 0 | 62,499 |
| 費用合計 | 250,000 | 249,999 |

【参考】少額減価償却資産の特例の概要

| | | |
|-----------|---|------------------------|
| | ～令和8年3月31日以前 | 令和8年4月1日～令和11年3月31日 |
| 対象資産 | 建物や器具備品等の有形減価償却資産 ソフトウェア等の無形減価償却資産 ※貸付の用に供したものを除く | |
| 対象資産の取得価額 | 30万円未満 ^(※1) | 40万円未満 ^(※1) |
| 損金算入限度額 | 年間300万円以下 ※事業年度が1年に満たない場合には300万円を月割した金額 | |
| 対象事業者 | 従業員数 500名以下 | 従業員数 400名以下 |

※1 取得価額が10万円未満であるものを除く
所得税(個人事業者)についても同様に取扱う



令和8年（2026年）10月から、事業主が「就活セクハラ対策」と「カスタマーハラスメント（カスハラ）対策」を講じることが法律上の義務となります。いずれも、改正労働施策総合推進法等に基づき、厚生労働省が具体的な指針を示しています。今回は、事業主が今から準備しておきたいポイントを整理します。

1 就活セクハラ対策

対象となるのは、採用面接やインターンシップ、OB・OG訪問などの場における、求職者に対する性的な言動です。これまで厚労省は配慮を求めていましたが、令和8年10月からは、事業主に具体的な防止措置が義務付けられます。

【事業主が行うべき主な対応】

①方針の明確化

「求職者に対するセクハラを行わない」という方針を定め、面接担当者や社員へ周知します。

②相談窓口の整備

求職者本人が相談できる窓口を設置します。既存のハラスメント相談窓口（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）を活用する方法も可能ですが、守備範囲が広くなり、相談者が社外の人となるのは大きな違いです。相談を受けたときの対応方法をマニュアル化する等、担当者のための準備が必要となります。

③面接・インターン時のトラブル防止ルール整備

- ・面接を密室で行わない
- ・業務と関係ない質問をしない
- ・夜間や飲酒を伴う場を避ける

等、求職者と接点を持つ様々な社員、場面を想定してルールを整備、周知します。

④相談後の適切な対応

相談があった場合は、事実確認を行い、必要に応じて担当変更や再発防止措置を講じます。そのための対応フローを定めることをお勧めします。

2 カスタマーハラスメント対策

顧客や取引先等による著しい迷惑行為から従業員を守るため、事業主に対策義務が課されます。

厚労省は、以下のような行為をカスハラ的典型例として示しています。

- ・暴言、威嚇、人格否定
- ・長時間の拘束
- ・土下座要求

令和8年10月から義務化 ～就活セクハラ対策・ カスタマーハラスメント対策～

- ・過剰な謝罪要求
- ・SNSへの晒し行為
- ・暴力行為や脅迫 など

もちろん、正当な苦情やクレーム対応まで拒否する趣旨ではありません。「社会通念上相当な範囲を超える言動」が対象となります。自社従業員にとって、わかりやすい判断基準を設けると、助けを求めやすくなります。

【事業主が行うべき主な対応】

①基本方針の策定

「従業員を守る」「悪質な迷惑行為には組織として対応する」方針を明確にします。

②対応マニュアル整備

現場任せにせず、対応手順、上司へ引き継ぐ基準、警察や弁護士へ相談する基準などを整理しておくことが重要です。

③相談体制の整備

被害を受けた従業員が相談できる体制を設けます。

④従業員教育

初期対応や、困った場合に誰へ相談するかについて研修を行います。

3 今から進めたい実務対応

令和8年10月施行とはいえ、制度整備には時間がかかります。

- ・相談窓口を誰が担当するか
- ・苦情対応ルールをどう設定するか
- ・管理職へどう教育するか

を早めに整理しておくことが重要です。

また、就活セクハラやカスハラ対応は、企業イメージや採用活動にも大きく影響します。「問題が起きてから対応する」のではなく、予防型の体制整備が求められる時代になっています。

■ 厚生労働省「職場におけるハラスメントの防止のために」



いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

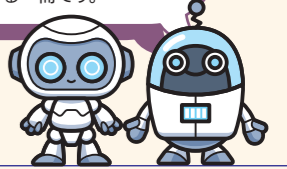
埼玉県内 3 か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に
従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。



「ちょっと作ってみたい」を、ちゃんと作れるに変える Power Apps 入門書！

ノーコード/ローコードで業務アプリを自ら開発するための実践的な指南書です。物語パートと技術説明パートで構成されています。主人公と共にステップバイステップで実例を通じて「アプリの作り方」や「設計の考え方」、「運用に向けたポイント」まで体系的に学べます。

専門的な開発知識がなくてもアプリを作成できる点を丁寧に解説しています。業務改善を自分の手で実現したいビジネスパーソンに、新たな一歩を踏み出すきっかけを提供する一冊です。



Microsoft Power Apps 入門 第2版

著者 小玉 純一・山田 晃央 共著
発行日 2025.12.22
発行社 翔泳社

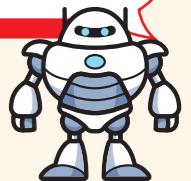


PL-900 合格を目指す方に、待望の一冊！

Microsoft Power Platform の基礎資格「PL-900」に対応した試験対策書が翔泳社より発売されました。

Power Platform、Dataverse、Power Automate、Power Apps、Power Pages といった出題範囲を体系的に学べる構成で、最新の試験傾向に沿って合格に必要な知識を整理できます。試験対策を進めながら、Power Platform の基本概念や各サービスの役割も無理なく理解できるため、基礎知識の習得にも最適です。

各章末には練習問題、巻末には模擬試験を収録。学んだ内容を確認しながら着実に理解を深められるため、PL-900 合格を目指す方はもちろん、Power Platform の全体像を学びたい方にもおすすめの1冊です。



MCP 教科書

Microsoft Power Platform Fundamentals (試験番号：PL-900)

著者 平川 智幸 (id:flai)
発行日 2026.05.27
発行社 翔泳社



面倒な作業を自動化して仕事の効率アップ！

本書は、Windows に標準搭載の自動化ツール「Power Automate for desktop」を初心者にもわかりやすく解説した入門書です。画面操作で処理を組み立て、業務の自動化を基礎から学べます。Excel や Web 操作など実務に役立つ内容に加え、AI (Copilot) をフロー作成の相談役として活用する方法も紹介しています。

「この作業、もっとラクにできないかな?」と思ったことがある方に向けて書きました。Power Automate for desktop を使えば、いつもの作業をかんたんに自動化できます。読み進めるうちに「自動化できた!」が自然と叫ぶ一冊です!



できるPower Automate for desktop 改訂2版 Copilot対応

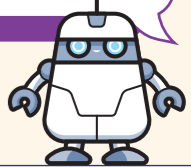
著者 あーちゃん・できるシリーズ編集部 著
株式会社ASAHI Accounting Robot研究所 監修
発行日 2026.05.26
発行社 インプレス



最新のワークフロー技術から実務で役立つ自動化のコツまで

を、わかりやすくまとめた一冊です。Opal や Agent Builder などの新しい AI ワークフローの比較、RPA のアプリである Power Automate や UiPath の実践的な使い方など、日々の業務にすぐ活かせる内容が並びます。中でもぜひご覧いただきたいのが、ロボ研高橋が執筆を担当した第5章です。楽曲生成 AI を使って 作詞・作曲・歌唱を行い、さらに画像生成 AI でアーティスト画像を制作し、1曲を完成させるまでの流れを“気軽に”体験できる構成になっています。

業専門知識がなくても始められる生成 AI のとっかかりとして親しみやすく、作品づくりを通じて副業や個人クリエイター活動の第一歩にもつながる点が大きな魅力です。業務効率化のヒントを得たい方にも、生成 AI を活用した新しい働き方に興味がある方にもおすすめの入門書です。



ゼロからはじめる! AI×自動化入門

著者 RPACommunity
発行日 2026.04.17
発行社 インプレス NextPublishing



vol.54

あさひグループが目にする、地域の企業・自治体をご紹介します

Focus

最上川と詩歌の里 水と緑と文化の町



大石田町は山形県のほぼ中央に位置し、町の中央を南北に最上川が流れ、最上川三難所（基点・三河瀬・隼）の下流にある大石田は、陸路と水路の接点という地の利から、町の中心部はかつて「大石田河岸（かし）」とよばれ、最上川舟運最大の舟着場として栄えました。



山形県大石田町
https://www.town.oishida.yamagata.jp/
山形県北村山郡大石田町緑町1番地
TEL.0237-35-2111 (代)



水と緑の豊かな景観に恵まれた大石田には、元禄年間に松尾芭蕉が訪れ、その足跡を追って正岡子規や齋藤茂吉などの文人が、また、金山平三や小松均ら多くの画家が足を運んでいます。最上川沿いには、舟運文化を偲ばせる白い塀を描いた特殊堤防が作られているほか、旧家には蔵や江戸時代から伝わるお雛様などが残り、今も当時の名残をとどめています。

大石田まつり「最上川花火大会」
大石田町内を流れる最上川に架かる「大橋」の完成を祝い始めたまつりで、90年を超える歴史があります。その年に成人を迎えた若者による「成人神輿」や神輿団体による勇壮な神輿渡御が行われる中、大型花火を中心とした約3,000発の花火が打ち上がります。観覧場所と打ち上げ場所が近く、まるで自分の真上で花火が開いているような感覚になります。記念花火やスターマイン、創造花火など変化にとんだ打ち上げの最後を飾るのは、日本一の町民号「20号玉（2尺玉）」。開花時の直径が450mを超える大型花火が次々に打ち上がる光景は感動間違いなしです。



© Kazuhiko Suzuki

マエストロ 村川千秋の音魂 *Otodama*

6/28・7/5・12・19 の全4回放送

山形放送にて 毎週日曜日 16:55~17:10

昨年6月に逝去された山形交響楽団の創業者・村川千秋先生が山形に残した音楽の礎と、その想いがどのように受け継がれ、いま未来へと広がっているのかに光を当てたドキュメンタリー。

村川千秋氏は、山形に“プロの音楽”を根づかせることを志し、演奏活動にとどまらず、スクールコンサートや指導、弦楽教育、地域との協働など、長年にわたり幅広く活動してきました。その取り組みは、いまの山形の音楽文化の土台となっています。

この番組では、「村川千秋氏が山形に残した音楽の土壌がどのように受け継がれているのか」をテーマに、全4回のシリーズとして構成。山形交響楽団員、プロ奏者、弦楽や吹奏楽、学校現場、山響に関わる人々、そして若い演奏家や学生、さまざまな視点から取材を行いました。

“人から人へ音が渡っていく”——山形ならではの音楽文化の流れを丁寧に描きながら、世代を超えて受け継がれていく想いと、その広がりをお伝えします。

クラシック音楽に馴染みのない方にも、地域に根づく文化の力や音楽の魅力を身近に感じていただける内容となっています。ぜひご覧ください。

なお、本企画は山形県の後援のもと制作されています。

来訪

公認会計士・税理士 柴田 健一



14.5年ぶりに旧知の若い公認会計士が訪ねて来た。今は49歳と言っていたが、次々と新しいことにチャレンジするタイプで、初めて会ったのは2011年の大震災の後だった。太陽光発電ビジネス（電力会社が太陽光で発電した電力を18年間、高価格で買い取るというスキームがあった）を斡旋し、その管理業務を自社で請負うビジネスの獲得の為、全国を走り回っていた。その後、大手監査法人系列の税理士法人に勤務し、部長まで上り詰めたという。1、2年前にそこを退職し、今は特殊な案件の相続対策をおこなうスキームを考案して会社を起こし、相当な勢いで拡大中らしい。

最近、税理士界で話題になった事案に、女優で歌手の中山美穂さんの相続問題がある。中山美穂さんは昨年12月に54歳で不慮の事故で亡くなったのだが、相続財産が20億円、相続税は10億円といわれているなか、相続人の息子さんが相続を放棄したのだ。「相続財産がある」ことと、その相続財産にかかる「納税資金がある」こととは別問題だ。中山美穂さんは数々のヒット曲の作詞なども手掛けており相続財産の多くを「著作権」が占めていたと推定されている。日本の著作権の期間は、原則として著作者の死後70年で、その70年間の著作権の相続税法上の評価がおおよそ20億円ということらしい。中山さんの場合、相続人はフランスに住む息子さんおひとりとのことで、原則では亡くなったあと10ヶ月以内に申告と納税を済ませる必要があるのだが、納税資金の工面が難しかったこと、財産が扱いにくいものだったことが相続放棄を選択した理由と考えられている。

死後70年間有効とされる「著作権」は相続税法上それなりの評価がなされるが、いつ現金化されるのか皆目見当がつかない、ましてや10ヶ月以内に納税するにはよほど事前から準備をしなければ不可能だろう。日本の相続税は過酷すぎると最近国会でも取り上げられている。

訪ねてきた若い会計士がこの問題に取り組み、打開策を見つけ、著名なシンガーソングライターをはじめ著作権の相続問題で悩む有名人が彼のところに押しかけており、今や事務所のスタッフが30名を超えるという。ところが彼が言うには、これまでの経験で「30名を超えると部下の掌握は無理だ、どのように管理すればよいのか」というのが彼の悩みであり、山形に訪ねてきた理由だった。

振り返ってみると、私もチャレンジすることが好きで、それがあさひ会計の発展を支えてきたと思うのだが、スタッフがまだ15名の頃から全員に日報を提出してもらい、会計機を使って顧客と担当者を借方と貸方に分け、時間と金額を仕訳して、「顧客ごと・各人ごとの付加価値総額及び時間当たりの付加価値額」を、さらに総労働時間で付加価値を生み出す稼働時間を除して「稼働率」を算出し、それらを一覧表にして全員に回覧していた。

また、経営理念を策定したのもその頃だし、人事制度を構築したのもすぐその後だ。現在はENTOENTOの人事制度を使っているが、ENTOENTOを率いる松本順一社長は一緒に人事制度を学んだ仲間だ。

人事制度は一人一人の給与を決める道具であるが、本質的には一人一人に「会社があなたに求めていること」を伝えるツールなのだ。あさひ会計で言えば経営支援部、相続部、地方創生部、総務といった職種ごとに、そして一般職（1等級から3等級）、中堅職（4等級から6等級）、管理職（7等級から9等級）の3区分ごとに計12種類の人事評価シートを作ることになる。そして1枚の評価シートには「勤務姿勢」「知識・技術」「重要業務」「成果」の4つフェーズごとにいくつかの評価項目を設定し、合計100点になるように設定する。評価は5段階評価だが最高の5点は、それを理解し、実践できたかだけでなく、それを部下や同僚に教えているかだ。

こんなことを14.5年ぶりに会った公認会計士に話したのだが、お役に立つのであれば幸いです。

『経理担当者育成1ヶ月完成プログラム』全4回

参加費：1名様 税込33,000円（教材費込）

学んだ日から、すぐに役立つ実務知識が身に付きます！
経理未経験の方や、経理担当になりたての方、個人事業の経理担当の方など、基礎知識として経理を学びたい方にとって必要最低限の実務的な内容を学んでいただけるセミナーです。

詳しくは、同封のチラシをご覧ください



第1回 7月8日(水) 第2回 14日(火) 第3回 22日(水) 第4回 29日(水)

◆時間：13:30～16:30（4回とも共通）

【山形】定員15名

【Webセミナー／Zoom】

◎山形会場をメイン会場として、オンライン（Zoom）で同時に進行いたします。



『成長戦略・事業承継 個別相談会』

参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着5組様限定、完全予約制 ※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。

【山形】

6月10日(水)

7月8日(水)

【仙台】

6月11日(木)

7月9日(木)

◆時間：各会場共通
①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

共催／日本M&Aセンター



『相続個別相談会』

参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方と そのご親族様に限定させていただいております。

【山形】 ☎0120-652-144
山形相続サポートセンター【仙台】 ☎0120-954-883
宮城相続サポートセンター

◆開催日時：各会場共通

6月18日(木)

7月16日(木)

*1回目／10:00～ *2回目／14:00～
いずれも1時間程度

事務スタッフ向け『自動化・デジタル化セミナー』

参加費：無料

『明日からできる、地に足がついたデジタル・自動化』をご紹介します。
元事務職だった講師が、業務目線で方法や事例をお伝えしていきます。

講師：カスタマーエクスペリエンス 大溪 明日香 Microsoft MVP

◎プログラム
・Microsoftの自動化、デジタルツールのご紹介
・活用事例
・操作実演
・当社サポートメニューのご紹介

【Webセミナー／Teams】

Power Apps 編

6月23日(火)

Power Automate for desktop 編

7月7日(火)

◆時間：15:00～16:00

◆定員：30名

※このセミナーは、Power Automate for desktop・Power Automate・Power Appsを月替わりで取り上げています。詳しくは、ロボ研HPをご覧ください。



山形県大石田町（P7 参照）

Beyond vol.66

2026 年 6 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>